

秋田市環境基本計画の改定について

本市では、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に、平成11年3月に「秋田市環境基本条例」を制定し、この条例の基本理念の実現に向け、「秋田市環境基本計画」を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に進めている。

これまで、社会情勢の変化に的確に対応するため、計画の改定や中間見直しを行っており、平成29年10月に策定した現行計画（令和5年3月中間見直し）が令和9年度をもって満了することから、令和10年3月に改定を行うため、次のとおり令和8年度に意識調査を実施するものである。

1 環境に関する意識調査の実施

次期環境基本計画（計画期間：令和10年度～令和19年度）の基礎資料として、市民等の環境に関する意識や行動実態などを把握するため、令和8年度は意識調査を実施する。

(1) 実施時期

- ア 意識調査 7月下旬～8月下旬
- イ 集約分析 9月～12月

(2) 調査対象

- ア 18歳以上の市民1,000人
- イ 市内で事業活動を行う事業者200社
- ウ 市内で活動する環境関連活動団体70団体

(3) 調査方法

インターネットまたは郵送（希望者）による調査

(4) 調査事項（別紙）

- ア 市民 居住地域の環境、環境負荷への意識、環境活動への参加状況等
- イ 事業者 環境問題への関心、環境保全への貢献意欲、社内取組体制等
- ウ 環境関連活動団体 活動内容、環境保全の取組、活動における課題等

2 見直しの視点（案）

(1) 調査方法の見直し

全庁的に意識調査の実施手法がデジタル化へ移行していることから、今回はインターネットによる回答を基本とした調査とする。

(2) 調査項目の見直し

平成27年9月の前回調査との比較分析を可能にするため、同様の趣旨の設問を一部修正した上で継続している。併せて、近年の環境への意識の高まりや関心、新たな課題等を反映した設問を追加している。

3 今後のスケジュール（予定）

(1) 環境に関する意識調査

令和8年 7月～12月 意識調査の実施、調査結果の集約分析、報告書作成
9年 1月 環境審議会へ意識調査結果を報告

(2) 秋田市環境基本計画の改定

令和9年 4月 計画改定作業開始
7月～11月 全体構成案、素案作成
(環境審議会を3回開催予定)
12月 素案に対するパブリックコメント実施
10年 1月 環境審議会へ最終案を報告
3月 計画改定・公表